



# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 28 年度 大気汚染常時監視テレメータシステム用機器更新に伴うシステム移行等業務委託

### 2 契約の相手方

富士通株式会社

### 3 随意契約理由

本業務委託は、平成 29 年 2 月 28 日でリース期間満了となる大気汚染常時監視テレメータシステム用機器を更新するにあたり、現行システムの業務アプリケーションソフトウェア等のシステムとデータベースの移行及びその移行に伴う調整作業を行い、次期大気汚染常時監視テレメータシステムの再構築を行うものである。

本システムは、富士通株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムである。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有したシステムエンジニア・プログラマを確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等に必要な技術を保有している必要がある。したがって、移行作業を迅速かつ確実に実施し、一貫した責任と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港管路輸送センター制御用計算機等保守点検業務委託

### 2 契約の相手先

富士電機(株)

### 3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポータウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

制御用計算機とは、ポータウン内の約80か所のローカルドラム投入されたごみを収集するための設備を運転・監視・制御、一連の工程を自動で行うのに必要なシステムである。

この条件にあうシステムを設計・製作・施行したのが、富士電機(株)である。

上記業者については、施設竣工後より、施行業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、制御用計算機の保守について、一手に担ってきているところである。

また、点検作業は設備運転中も行う必要もあり、熟知したものでないとトラブルの原因ともなり、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できず、他社では対応できないところである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター  
(電話番号06-6612-4981)

# 3

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港管路輸送施設輸送管点検業務委託

### 2 契約の相手先

(株)ビルド

### 3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

南港ポートタウン内に直接地下埋めされた総延長 11 キロメートルにわたる南港管路輸送設備のごみ輸送管は、ごみ収集設備の構成の一部で、大成建設(株)が独自の技術により設計・施工したものであるが、維持・補修などサービス業務を停止したあと当該会社の下請け業者であった(株)ビルドに委嘱されており、これまでもごみ輸送管の維持補修にも実績があり、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で安全に行うことができる。

本業務は、地下埋めされたごみ輸送管内を調査する業務で、輸送管の構造はもとより過去の補修経過を熟知している必要がある、ごみ収集の性質上、長期の停止が行えず時間的制約があるため短期間で業務を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備のサービス業務を委嘱された会社以外では、技術対応が不可能であることから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ビルドのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター  
(電話番号 06-6612-4981)